

研究報告

(解題) 法学教育におけるジェンダーという 微妙な問題：カナダの経験から¹⁾

沖 崎 聰

本稿は、2014年10月18日に開催された、PSIM コンソーシアム²⁾ 第20回法実務技能教育支援セミナー³⁾におけるリン・スミス [Lynn Smith] ブリティッシュ・コロンビア大学名誉教授の講演原稿を翻訳したものである。

PSIM コンソーシアムは、法科大学院における法実務技能教育につき、支援教材の開発と共同利用・教育方法論の構築・教育人材の養成を目的として、さまざまなセミナーや講演会を開催してきた。本講演は、社会的文脈という新しい観点からの法学および司法教育のあり方について、カナダの経験を交えて紹介いただくために企画されたものである。

スミス教授は、訴訟専門弁護士としての実務経験をへて、1981年からブリティッシュ・コロンビア大学法学部で教鞭をとり、1992年からは学部長としてカナダ法学部長会議 [Council of Canadian Law Deans] の議長を務められた。その後、1998年にブリティッシュ・コロンビア州高位裁判所⁴⁾ [Supreme Court of British Columbia] の裁判官に任官し、カナダ司法研修所のエグゼクティブ・ディレクターならびに同理事会メンバーとして数多くの司法教育プログラムの開発にあたってこられた。2012年まで裁判官を務めた後、現在もブリティッシュ・コロンビア大

1) 原題：“The Delicate Topic of Gender in Legal Education: The Canadian Experience.”

2) 法実務技能教育教材研究開発コンソーシアム（通称、PSIM コンソーシアム）の詳細については、<http://www.law.nagoya-u.ac.jp/~psimconsortium/index.html> を参照いただきたい。

3) 本セミナーは愛知学院大学名城公園キャンパスで開催された。本講演はセミナーにおいて「教材作成の部」の講演として企画されたものである。

4) Supreme Court of British Columbia は、ブリティッシュ・コロンビア州における高位の事実審裁判所であり、民事・刑事事件の審理のほか、もう一つの事実審裁判所である Provincial Court からの控訴も扱う。ブリティッシュ・コロンビア州の裁判所制度の詳細については、<http://www.courts.gov.bc.ca/> 参照。

学で教育を担当されている。なお、スミス教授は、その功績に対して、勅選弁護士 [Queen's Counsel] の称号を 1992 年に授与されている。

本講演においてスミス教授は、法学および司法教育の分野において、ジェンダーやその他の社会的文脈に関連する問題に取り組んできたカナダの経験を紹介される。教授はまず、ジェンダーや人種、障害、先住民の地位、性的指向などの側面に焦点をあて、法によって影響を受ける人々の多様性や平等、社会的環境についての教育を意味するものとして「社会的文脈教育」を定義づける。そして、1982 年の「権利と自由のカナダ憲章」⁵⁾の採択、とくに第 15 条の平等条項により、平等についての法的理解においてパラダイムシフトが起こり、実質的アプローチと呼ばれる新しいパラダイムに取って代わられたことを説明する。さらに、平等についての憲章の価値観が、訴訟における役割を超えて、政府による政策決定やその他の権利の解釈に影響を及ぼしただけでなく、ロースクールにおける新しい科目やアプローチにも影響したことを、ブリティッシュ・コロンビア大学やオタワ大学における具体的なカリキュラムや授業により説明する。また、ジェンダーの公平性やその他の社会的文脈問題についての司法教育の歴史と現状を紹介し、司法教育にともなう数々の試練とその対応策について、カナダでの経験を述べられる。最後に、教授は、多年にわたるさまざまな活動にもかかわらず、ジェンダーが法学教育において依然として微妙な問題である理由を提示するとともに、ジェンダーの問題を含む、社会的文脈教育を継続するための望ましい原則と戦略を提言される。平等についての実質的アプローチを重視するまでに至るカナダの経験と、それを法学教育および司法教育において推進するための、自らの経験にもとづくスミス教授の提言は、今後のわが国の法科大学院教育や法曹継続教育のあり方にとって大いに示唆に富むものである。

5) “Canadian Charter of Rights and Freedoms.” なお、本文中の条文の翻訳にあたっては、国立国会図書館調査及び立法考査局の翻訳を参考にさせていただいた。